

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月2日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	湿分分離器(A)の目視点検及び浸透探傷検査において、各部に浸食、指示模様、溶接部にブローホールが認められたため、当該部を補修。	G	
2	1号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット(26-51)の窒素ガス充填弁点検時、パッキンの取付不良が認められたため、当該弁のパッキンを正規に取付。	G	
3	1号機	高圧炉心スプレイポンプ用電動機点検時、軸受温度検出器用ケーブル保護管の不良(割れ、接続部の外れ)が認められたため、当該保護管を交換。	G	
4	1号機	原子炉建屋弁グランド部漏えい処理系排風機(B)用電動機点検時、カップリングと軸との嵌合値に管理値外れが認められたため、対応検討。	G	
5	1号機	弁グランド部漏えい処理系のタイマー点検時、動作不良(2個)が認められたため、当該タイマーを交換。	G	
6	1号機	低圧主蒸気タービン(A~C)の内部車室点検時、上半ヒートバフル板に浸食が認められたため、当該部を補修。	G	
7	1号機	500kV開閉所空気圧縮機給油ポンプ(B)において、停止(再起動出来ない)する事象が認められたため、当該油ポンプを点検補修。	G	
8	2号機	計装用圧縮空気系空気貯槽圧力計において、指示値不良(ひっかかり)が認められたため、当該計器を点検。	G	
9	4号機	復水ろ過器(I)入口流量計点検に伴う計器配線切り離し作業時、同ろ過器(J)の流量計の信号も切り離し、欠測させたため、対応検討。	G	
10	4号機	復水ろ過器(J)出口弁において、表示不良(全閉時、表示灯赤緑両点灯)が認められたため、当該弁のリミットスイッチを調整。	G	
11	4号機	原子炉再循環ポンプ用電動機・発電機セット(B)循環油配管において、振動現象(流体継手振動の共振)が認められたため、対応検討。	G	
12	4号機	前回(第16回)の定期検査の書類確認において、工事内容の変更に伴う契約変更手続き漏れが認められたため、対応検討。	G	
13	4号機	主復水器連続洗浄装置(A)貝・ボール分離装置(D)において、電動機下部(減速機付近)に異音(キキキ音)が認められたため、当該装置を点検。	G	